

令和6年度 寝屋川市介護保険事業者等運営指導実施計画

介護保険法（以下「法」といいます。）に基づき、介護保険事業者及び介護保険施設の開設者（以下「事業者等」といいます。）に対し、寝屋川市が行う今年度の運営指導の実施計画を次のとおり定めます。

1 本計画の対象

本計画の対象は、寝屋川市が所管する以下の事業者等です。

- (1) 指定居宅サービス事業者
- (2) 指定地域密着型サービス事業者
- (3) 指定居宅介護支援事業者
- (4) 指定介護老人福祉施設の開設者
- (5) 介護老人保健施設の開設者
- (6) 介護医療院の開設者
- (7) 指定介護予防サービス事業者
- (8) 指定地域密着型介護予防サービス事業者
- (9) 指定介護予防支援事業者

2 運営指導の選定基準

運営指導の対象となる介護保険事業所及び介護保険施設（以下「事業所等」といいます。）は、寝屋川市内の事業所等で、原則として、次に掲げる事項のいずれかに該当する事業所等から選定することとします。

- (1) 指定又は指定更新の期間中に運営指導を受けていない事業所等（(2)を除く。）
- (2) 前年度に運営指導を受けていない指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院又は指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス事業）
- (3) 苦情・通報・情報提供等があり、その内容が確認される又は疑われる事業所等
- (4) (3)に該当する事業所等を運営する事業者等の他の事業所等
- (5) 運営指導、監査等を行い、継続して指導が必要と認められる事業所等

(6) 今年度の集団指導を欠席した事業所等

※ 新たに指定を受けた事業者等については、できる限り早期に運営指導を行います。

※ 保険医療機関等において、法第71条第1項（法第115条の11において準用する場合を含みます。）の規定により指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定があったものとみなされたものについては運営指導の対象外とします。ただし、関係行政機関等から情報提供を受けて、指導が必要と認められる場合はこの限りではありません。

3 運営指導の実施時期

令和6年7月から令和7年3月まで

4 運営指導での重点指導事項

(1) 適正なサービスの確保

ア 利用者の実態に即したサービス計画及び計画に基づく適正なサービスの確保

イ 利用者等に対する適切なサービス内容の説明及び手続の確保

ウ 高齢者虐待防止及び身体拘束廃止に関する制度理解の推進

(2) 適切な事業所の運営管理体制の確保

ア 人員基準等に基づく従業者の配置及び適切なサービス提供を行うための勤務体制の確保

イ 非常災害対策、感染症等対策、苦情処理等の適切な体制の確保

ウ 労働関係法令等に基づく適正な労働環境の確保

(3) 介護報酬の基準等に基づく保険給付の適正化

(4) 直近の介護保険サービス等報酬改定に係る対応状況

(5) (1)～(4)のほか、「令和5年度 指定居宅サービス事業者等運営指導 主な指導事項一覧」記載の事項

5 運営指導の具体的方法等

(1) 事業者等に対する運営指導の通知は、原則として実施日の概ね3週間前までに行います。

- (2) 事業所等が、同一敷地内で複数のサービス事業を行う場合は、同日に複数のサービス事業について実施することがあります。
- (3) 運営指導は、原則として福祉部指導監査課の職員からなる2人以上の運営指導班を編成して実施します。
- (4) 運営指導は、運営等の指定基準、介護報酬の請求等に関する状況について、関係設備、事前に準備された書類等を確認し、事業所等の関係者に対して説明を求める面談形式で行います。
- (5) 運営指導は、本市関係所管課、関係行政機関等と連携を図り、実施します。
- (6) 運営指導中に、次に掲げる事項のいずれかに該当する状況が確認された場合は、運営指導から監査に切り替えます。
 - ア 指定等の基準等に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
 - イ 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
 - ウ 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
 - エ 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (7) 運営指導の結果、改善を指示した事項については、1か月程度の期限を付して、改善報告書の提出を求め、改善状況の確認を行います。

また、改善が十分にされていない等の場合は、再度の運営指導等を行います。